

令和 7 年第 2 回神奈川県議会定例会議案
(予算 その 2)

目次		
議 案 番 号	件 名	ページ
定県第 58 号議案	令和7年度神奈川県一般会計補正予算（第2号）	1
	第1表 歳入歳出予算補正	2
	第2表 債務負担行為追加	3
	第3表 地方債変更	4

令和7年度神奈川県一般会計補正予算（第2号）

令和7年度神奈川県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26億7,200万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2兆2,303億6,411万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為追加」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債変更」による。

令和7年6月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 国 庫 支 出 金		千円 151,949,057	千円 2,395,762	千円 154,344,819
	2 国 庫 補 助 金	79,425,393	2,395,762	81,821,155
10 寄 附 金		260,954	150,000	410,954
	1 寄 附 金	260,954	150,000	410,954
11 繰 入 金		167,950,198	97,240	168,047,438
	2 基 金 繰 入 金	167,239,436	97,240	167,336,676
14 県 債		90,724,000	29,000	90,753,000
	1 県 債	90,724,000	29,000	90,753,000
歳 入 合 計		2,227,692,115	2,672,002	2,230,364,117

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 481,889,067	千円 179,887	千円 482,068,954
	1 政 策 費	12,368,643	150,000	12,518,643
	8 安 全 防 災 費	9,611,284	29,887	9,641,171
4 民 生 費		373,295,956	289,670	373,585,626
	1 社 会 福 祉 費	17,993,572	289,670	18,283,242
5 衛 生 費		237,358,748	2,202,445	239,561,193
	4 医 薬 費	198,823,330	2,202,445	201,025,775
歳 出 合 計		2,227,692,115	2,672,002	2,230,364,117

第 2 表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度 額
宮ヶ瀬やまなみセンター等指定管理費	令和7年度から 令和12年度まで	千円 936, 995
相模湖交流センター指定管理費	令和7年度から 令和12年度まで	510, 869
地球市民かながわプラザ指定管理費	令和7年度から 令和12年度まで	1, 568, 300
21世紀の森指定管理費	令和7年度から 令和12年度まで	202, 835
宮川特別泊地等指定管理費	令和7年度から 令和12年度まで	66, 625
女性自立支援施設指定管理費	令和7年度から 令和12年度まで	748, 670
聴覚障害者福祉センター指定管理費	令和7年度から 令和12年度まで	1, 067, 160

第 3 表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(総務債) 庁舎等施設整備事業費	千円 3,243,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和7年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本	年 5.0% 以内。 ただし、 利率 見直し方 式で借り 入れる公 的資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 においては、 当該見直 し後の利 率とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他	千円 3,272,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和7年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本	年 5.0% 以内。 ただし、 利率 見直し方 式で借り 入れる公 的資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 においては、 当該見直 し後の利 率とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合計	90,724,000				90,753,000			

